

東京都サービス付き高齢者向け住宅補助に係る江東区基準

平成27年5月22日

27江都住第425号

(目的)

第1条 この基準は、区内におけるサービス付き高齢者向け住宅の設置に関し、東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業（以下、「東京都補助事業」という）補助金交付要綱に基づく申請をする際に、江東区の地域特性を都の補助事業へ適切に反映させ、良好な近隣住民との関係を確保し、もって良質なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) サービス付き高齢者向け住宅 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年4月6日法律第26号）第5条第1項に規定する登録を行う建築物をいう。
- (2) 事業計画者 東京都補助事業を活用し、区内にサービス付き高齢者向け住宅を設置しようとする者をいう。
- (3) 事業運営予定者 東京都補助事業を活用し、区内でサービス付き高齢者向け住宅を運営しようとする者をいう。

(江東区サービス付き高齢者向け住宅設置指導指針の遵守)

第3条 事業計画者及び事業運営予定者は、第1条の目的を達成するため、この基準に基づく都知事の指導及び要請に協力するとともに、江東区サービス付き高齢者向け住宅設置指導指針を遵守し、適正で良好な施設を整備するものとする。

附 則

この基準は、平成27年5月22日から施行する。